

令和4年度  
(2022年度)

# 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税は…市民のみなさまに身近な道路・下水道・公園の整備や教育・福祉の充実などさまざまな行政サービスを行うために使われます。

## 申告書の提出について

例年申告会場は大変混み合います。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申告にご協力をお願いします。

- ・同封の返信用封筒をご利用ください。(切手不要)
- ・記入漏れ(住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・所得額・控除等)、添付書類漏れ(控除証明書原本・本人確認書類のコピー等)がないことをご確認ください。  
※記入内容について電話で確認させていただくことがあります。

## 問い合わせ先

■ 姫路市役所 市民税課 ■

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 ☎(079) 221-2261 ~ 2263

ホームページアドレス

<https://www.city.himeji.lg.jp/>

姫路市のホームページで市民税・県民税の試算、申告書の作成ができます。

「申告書作成」で検索し、住民税申告書の作成ページを選択してください。

インターネットでは申告できません。印刷して郵送で申告してください。



# 令和4年度（2022年度）の申告について

## ◎申告書を提出しなければならない方

### ①令和4年1月1日現在、姫路市に住所がある方

ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

1. 税務署に所得税の確定申告書を提出された方（※配当所得等については、申告が必要な場合があります。）
2. 給与所得のみの方で、勤務先から姫路市へ給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は勤務先へ確認してください）

### ②令和4年1月1日現在、姫路市に住所がない方で、姫路市に事業所・家屋敷がある方

※令和3年中無収入であった場合は、申告書の提出義務はありません。しかし児童扶養手当・公営住宅等の各種申請ができなかったり、市民税・県民税諸証明の交付を受けることができないなど、さまざまな支障をきたすことがありますので申告書裏面の「19 収入のなかった方の記入する欄」に記入して提出してください。

令和4年度所得証明書・非課税証明書の発行時期は令和4年6月1日以降の予定です。

## ◎公的年金等を受給されている方へ

確定申告が不要の場合(注)でも、以下の場合等は必ず市民税・県民税の申告をしてください。

- ・公的年金等以外の所得がある場合
- ・公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除（医療費、生命保険料、扶養の追加など）を受けたい場合  
(注)公的年金等の収入が400万円以下、かつ、その他の所得が20万円以下の場合など

※市民税・県民税の申告は、国民健康保険料などの算定基礎にもなります。

※「国民健康保険簡易申告書」は、健康保険料を算出するための申告であり、市民税・県民税の申告をしたことにはなりません。

※上場株式等の配当所得・譲渡所得について、所得税と異なる課税方式（申告不要制度等）を選択できます。その場合は、付表「上場株式等の譲渡所得及び配当所得の課税方式についての申出書」が必要です。申出書は姫路市のホームページからダウンロードできます。また、電話による送付依頼も可能です。なお、確定申告で住民税について当該所得の全部の申告不要を選択した場合は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

## ◎申告に必要なもの（令和3年1月1日～令和3年12月31日までの収入・控除等が対象）

1. 同封の「令和4年度市民税・県民税申告書」
2. 営業・不動産・農業などの収入がある方は収入と経費がわかる帳簿・領収書・収支内訳書など
3. 給与・年金の収入がある方は、源泉徴収票・給与明細など
4. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料（源泉徴収票に記載がある場合は不要）・その他の社会保険料等の領収書・納付確認書・控除証明書
5. 生命保険料（一般分・個人年金分・介護医療分）・地震保険料の控除証明書（原本）
6. 障害者手帳（郵送で申告の場合はコピーを添付）
7. 勤労学生控除を受ける方は、学生証など（郵送で申告の場合はコピーを添付）
8. 医療費控除を受ける方は、事前に集計・計算をした明細書（詳細は4ページを参照）

### 9. マイナンバー関連書類（下記参照）

## ◎申告に必要なマイナンバー関連書類について

### 〈来庁の場合〉

(1)マイナンバーカードをお持ちの場合      マイナンバーカード（個人番号カード）

(2)マイナンバーカードをお持ちでない場合      以下の①②からそれぞれ1点ずつ

#### ①マイナンバー確認書類

#### ●通知カード

（記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、または正しく変更手続きが取られている場合に限り。）

#### ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

（マイナンバーの記載があるものに限り。）

#### ②身元確認書類

#### ●運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等

※同居の家族による申告の場合、上記(1)または(2)の① + 同居の家族の身元確認書類が必要です。

※代理人による申告の場合、上記(1)または(2)の① + 委任状 + 代理人の身元確認書類が必要です。

### 〈郵送の場合〉

上記(1)の表面および裏面のコピー、または(2)の①および②のコピーを添付してください。

（通知カードの記載事項を変更している場合は、その部分のコピーも必要です。）

※公的医療保険の被保険者証のコピーは、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗りつぶしてください。

# 市民税・県民税申告書の書き方

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの収入・控除等が対象です。

現在の住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・世帯主の氏名・個人番号(マイナンバー)を、必ずご記入ください。

**1 収入金額等** 申告書表面のア～シにそれぞれの収入金額を記入

**2 所得金額** 申告書表面の①～⑪に下記の表により求めた所得金額を、⑫に所得金額の合計を記入

収入と所得	所得の概要	所得金額の求め方	備考
営業等 ア・①	製造業、建設業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、集金人、大工などから生じる所得	それぞれの 総収入金額－必要経費＝所得金額	6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・所得金額を記入してください。
農業 イ・②	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成などから生じる所得		
不動産 ウ・③	貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金などの所得		
利子 エ・④	公社債や預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配金に係る所得	収入金額＝所得金額	平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利子等(所得税15.315%、住民税が5%源泉されたもの)に関しては、申告不要となっていますが、申告することもできます。申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。 ※特定公社債…国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除く)などの一定の公社債や公社債投資信託などをいいます。
配当 オ・⑤	株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配金、協同組合などの剰余金の分配などの所得	収入－株式を購入・出資するために借り入れた負債に係る利子＝所得 (収入：源泉徴収税額が差し引かれる前の金額)	上場株式等に係る配当(所得税15.315%、住民税5%が源泉徴収されたもの)に関しては、申告不要となっていますが、申告することもできます。申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。申告書裏面8の「配当割額控除額」欄には徴収された住民税額を記入してください。
給与 カ・⑥	俸給、給料、賃金、歳費、および賞与などの所得(前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額)	「給与と所得金額計算表」(3ページ)より算出	源泉徴収票を添付してください。 ※特定支出控除のある方は、所定の明細書及び支出の証明書を添付のうえ申告をしてください。
公的年金等 キ・⑦	公的年金(厚生年金・国民年金・各共済組合の年金・恩給(一時恩給除く)等)による収入	「公的年金等の所得金額計算表」(3ページ)より算出	源泉徴収票を添付してください。 <b>(注) 遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので金額は記入しないでください。</b>
雑 ク・⑧	事業所得に該当しない副業に係る所得のうち営利を目的とした継続的な所得	収入金額－必要経費＝所得金額	6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・所得金額を記入してください。
その他 ケ・⑨	他のいずれの所得にも該当しない所得(例) 生命保険契約等に基づく年金		
総合課税の譲渡 コまたはサ ⑩	土地建物以外の資産(営業権、車両、ゴルフ会員権、機械器具など)の譲渡による所得	各資産ごとに 収入－必要経費(取得費、譲渡費用)を計算 その合計額から特別控除額(上限50万円)を差し引く※	取得の日以後 保有期間が5年以下→短期譲渡所得 保有期間が5年を超える→長期譲渡所得 6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・所得金額を記入してください。
一時 シ・⑪	生命保険の満期返戻金、懸賞当選金などのような一時的な所得	各契約ごとに 収入(受取金額)－必要経費(掛け金)を計算 その合計額から特別控除額(上限50万円)を差し引く※	6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・所得金額を記入してください。
※譲渡・一時所得について ⑫	合計所得を計算する時は、(長期譲渡所得＋一時所得)×1/2＋短期譲渡所得 で算出します。		

## ●給与と所得金額計算表

給与等の収入金額	給与と所得金額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	給与等の収入金額 - 550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満 端数処理を行い、端数処理後の金額をAとする。 (右記参照)	$A \times 0.6 + 100,000$ 円
1,800,000円以上 3,600,000円未満 端数処理を行い、端数処理後の金額をAとする。 (右記参照)	$A \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000円以上 6,600,000円未満 端数処理を行い、端数処理後の金額をAとする。 (右記参照)	$A \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	給与等の収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円以上	給与等の収入金額 - 1,950,000円

\*給与所得者・年金所得者で給与・年金以外に所得がある方は納税方法が選択できます。  
申告書表面の右下「納税方法」欄にご記入ください。

### 給与と所得算出時の端数処理

1. 給与等の収入金額  $\div 4,000$ 円
2. 上記1の小数点以下部分を切り捨てた金額  $\times 4,000$ 円
3. 上記2で算出された金額を、端数処理後の金額Aとします。

## ●公的年金等の所得金額計算表

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額 B	公的年金等所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円未満	B - 600,000円	B - 500,000円	B - 400,000円
	130万円以上410万円未満	$B \times 0.75 - 275,000$ 円	$B \times 0.75 - 175,000$ 円	$B \times 0.75 - 75,000$ 円
	410万円以上770万円未満	$B \times 0.85 - 685,000$ 円	$B \times 0.85 - 585,000$ 円	$B \times 0.85 - 485,000$ 円
	770万円以上1,000万円未満	$B \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$B \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$B \times 0.95 - 1,255,000$ 円
	1,000万円以上	B - 1,955,000円	B - 1,855,000円	B - 1,755,000円
65歳以上	330万円未満	B - 1,100,000円	B - 1,000,000円	B - 900,000円
	330万円以上410万円未満	$B \times 0.75 - 275,000$ 円	$B \times 0.75 - 175,000$ 円	$B \times 0.75 - 75,000$ 円
	410万円以上770万円未満	$B \times 0.85 - 685,000$ 円	$B \times 0.85 - 585,000$ 円	$B \times 0.85 - 485,000$ 円
	770万円以上1,000万円未満	$B \times 0.95 - 1,455,000$ 円	$B \times 0.95 - 1,355,000$ 円	$B \times 0.95 - 1,255,000$ 円
	1,000万円以上	B - 1,955,000円	B - 1,855,000円	B - 1,755,000円

\*計算上、マイナスが出れば0円になります。

## ●所得金額調整控除

下記(1)または(2)に該当する場合、給与と所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次の1～3のいずれかに該当する場合

1. あなたが特別障害者に該当する
2. 23歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

※2と3の扶養親族や同一生計配偶者（以下扶養親族等）については、その扶養親族等が他の者の扶養控除等の対象であっても所得金額調整控除を適用することができます。ただし、事業専従者は対象外となります。

※1～3に該当する場合は、そのうちの1名について、裏面の「18 所得金額調整控除に関する事項」にご記入ください。

### 計算式

所得金額調整控除額

$$= \{ \text{給与等の収入金額} (1,000 \text{万円を超える場合は} 1,000 \text{万円}) - 850 \text{万円} \} \times 10\%$$

(2)給与と所得金額及び公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合

### 計算式

所得金額調整控除額

$$= \{ \text{給与と所得金額} (10 \text{万円を超える場合は} 10 \text{万円}) + \text{公的年金等に係る雑所得金額} (10 \text{万円を超える場合は} 10 \text{万円}) \} - 10 \text{万円}$$

※(1)(2)両方に該当する場合は、(1)の控除後の給与と所得金額から(2)を控除します。

### 3所得から差し引かれる金額に関する事項 申告書表面の該当する控除と扶養等について記入

### 4所得から差し引かれる金額 申告書表面の⑬～⑳, ㉓・㉔に3から求めた控除額を、㉒と㉕に控除額の合計を記入

控 除	対 象 範 囲	控 除 金 額																																											
雑損控除 ㉓	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（令和3年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の者）が災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに受けた損害	①②のいずれか多い方の金額 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出の金額－5万円 ※証明書等添付																																											
医療費控除 ㉔	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費 控除額：(支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる金額)－(10万円または令和3年中の総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額) ※限度額は200万円 ＜セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を適用される場合＞ あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った特定一般医薬品等購入費 控除額：(支払った特定一般医薬品等購入費の総額－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 ※限度額は88,000円 ※注意 従来の医療費控除との選択適用となりますので、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を併せて受けることはできません。 選択した控除を、修正申告において、変更することはできません。 セルフメディケーション税制を適用される方は、申告書の該当個所に○を記入して下さい。 ＜提出書類について＞ 医療費控除の明細書の添付が必要です。 (※セルフメディケーション税制を適用される場合は、次の2点が必要です。 ①特定一般医薬品等購入費の額など定められた事項の記載のある明細書の添付 ②この特例の適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付、又は申告書の提出の際に提示 領収書の添付は不要ですが、自宅等で5年間保存する必要があります。(求められたときは、提示又は提出しなければなりません。))																																												
社会保険料控除 ⑬	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料等 ※配偶者やその他の親族の、年金から差し引かれた国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料や給与から差し引かれた社会保険料は、控除対象外となります。	全額対象 ※領収書等提示(国民年金保険料は証明書等(原本)の添付が必要です。)																																											
小規模企業共済等掛金控除 ⑭	あなたが支払った小規模企業共済掛金・心身障害者扶養共済掛金・確定拠出年金法に基づく年金加入者掛金	全額対象 ※支払った掛金額の証明書を添付																																											
生命保険料控除 ⑮	あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人として支払った、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料 ※控除証明書を添付 新契約の一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料：すべてのもの 旧契約の一般生命保険料：一契約9,000円を超えるもの (計算方法) 契約が締結された年によって下表のように区別されます。一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の三種類に区別され、各算出額の合計が控除額となります。(限度額70,000円) ただし、一般生命保険料、個人年金保険料について、新・旧契約双方を適用する場合、それぞれの限度額は28,000円になります。																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約 (平成24年1月1日以後締結分・介護医療分)</th> <th colspan="2">旧契約 (平成23年12月31日以前締結分)</th> </tr> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	新契約 (平成24年1月1日以後締結分・介護医療分)		旧契約 (平成23年12月31日以前締結分)		支払った保険料の金額	生命保険料控除額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額	12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円	15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 7,500円	32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円	40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 17,500円	56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円																				
新契約 (平成24年1月1日以後締結分・介護医療分)		旧契約 (平成23年12月31日以前締結分)																																											
支払った保険料の金額	生命保険料控除額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額																																										
12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額																																										
12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円	15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 7,500円																																										
32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円	40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 17,500円																																										
56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円																																										
	<p>生命保険料控除計算表 →</p> <p>支払った生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分にわけて右記の表で計算し、㉒の金額を申告書の表面⑮に記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新保険料を上記の新契約の表で計算した金額</th> <th>①</th> <th>(最高28,000円) 円</th> <th>計 (①+②)</th> <th>③</th> <th>(最高28,000円) 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>新保険料を上記の新契約の表で計算した金額</td> <td>①</td> <td>(最高28,000円) 円</td> <td rowspan="2">計 (①+②)</td> <td rowspan="2">③</td> <td rowspan="2">(最高28,000円) 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額</td> <td>②</td> <td>(最高35,000円) 円</td> </tr> <tr> <td>個人年金</td> <td>新保険料を上記の新契約の表で計算した金額</td> <td>④</td> <td>(最高28,000円) 円</td> <td rowspan="2">計 (④+⑤)</td> <td rowspan="2">⑥</td> <td rowspan="2">(最高28,000円) 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額</td> <td>⑤</td> <td>(最高35,000円) 円</td> </tr> <tr> <td>介護医療</td> <td>保険料を上記の新契約の表で計算した金額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>㉒</td> <td>(最高28,000円) 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>生命保険料控除額計 (㉒+㉓+㉔)</td> <td>㉕</td> <td>(最高70,000円) 円</td> </tr> </tbody> </table>		新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	①	(最高28,000円) 円	計 (①+②)	③	(最高28,000円) 円	一般	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	①	(最高28,000円) 円	計 (①+②)	③	(最高28,000円) 円		旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	②	(最高35,000円) 円	個人年金	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	④	(最高28,000円) 円	計 (④+⑤)	⑥	(最高28,000円) 円		旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	⑤	(最高35,000円) 円	介護医療	保険料を上記の新契約の表で計算した金額				㉒	(最高28,000円) 円					生命保険料控除額計 (㉒+㉓+㉔)	㉕	(最高70,000円) 円	
	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	①	(最高28,000円) 円	計 (①+②)	③	(最高28,000円) 円																																							
一般	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	①	(最高28,000円) 円	計 (①+②)	③	(最高28,000円) 円																																							
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	②	(最高35,000円) 円																																										
個人年金	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	④	(最高28,000円) 円	計 (④+⑤)	⑥	(最高28,000円) 円																																							
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	⑤	(最高35,000円) 円																																										
介護医療	保険料を上記の新契約の表で計算した金額				㉒	(最高28,000円) 円																																							
				生命保険料控除額計 (㉒+㉓+㉔)	㉕	(最高70,000円) 円																																							

地震保険料控除 ⑯	<p>あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について支払った保険料がある場合。※証明書を添付 短期損害保険料控除は廃止されましたが、次のすべての条件にあてはまる長期損害保険契約に基づいて支払った保険料がある場合には、経過措置があります。</p> <p>※経過措置の対象となる旧長期損害保険料 ①平成18年12月31日までに締結した契約 ②満期返金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約 ③平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の契約を変更していないもの</p> <p>※長期損害保険契約が地震保険料控除の損害保険契約に該当するときは、いずれか一方の保険料のみが控除対象となります。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険の種類</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地震保険料</td> <td>50,000円以下</td> <td>(支払保険料) × 1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 旧長期損害保険料</td> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>(支払保険料) × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>C 両方ある場合</td> <td></td> <td>上記AとBで算出した金額の合計 ※限度額 (25,000円)</td> </tr> </tbody> </table>	保険の種類	支払った保険料の金額	地震保険料控除額	A 地震保険料	50,000円以下	(支払保険料) × 1/2	50,001円以上	25,000円	B 旧長期損害保険料	5,000円以下	全額	5,001円～15,000円	(支払保険料) × 1/2 + 2,500円		15,001円以上	10,000円	C 両方ある場合		上記AとBで算出した金額の合計 ※限度額 (25,000円)
	保険の種類	支払った保険料の金額	地震保険料控除額																		
A 地震保険料	50,000円以下	(支払保険料) × 1/2																			
	50,001円以上	25,000円																			
B 旧長期損害保険料	5,000円以下	全額																			
	5,001円～15,000円	(支払保険料) × 1/2 + 2,500円																			
	15,001円以上	10,000円																			
C 両方ある場合		上記AとBで算出した金額の合計 ※限度額 (25,000円)																			
本人控除	寡婦控除 ⑰	<p>あなたが次の①②に該当する方で、下記のひとり親控除に該当しない場合</p> <p>①夫と離婚した後婚姻をしておらず次の要件をすべて満たす場合 ・扶養親族（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされているものを除き、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の者）を有する ・令和3年中の合計所得金額が500万円以下 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない（※） （※）住民票上の世帯に、あなたとの続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」に相当する人がいないこと</p> <p>②夫と死別した後婚姻していない又は夫の生死が明らかでないときで、次の要件をすべて満たす場合 ・令和3年中の合計所得金額が500万円以下 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない（※） （※）住民票上の世帯に、あなたとの続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」に相当する人がいないこと</p>	260,000円																		
	ひとり親控除 ⑰	<p>あなたが現に婚姻をしていない（未婚の場合を含む）又は配偶者の生死の明らかでないときで、次の①～③に掲げる要件をすべて満たす場合</p> <p>①生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされているものを除き、令和3年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の者）を有する ②令和3年中の合計所得金額が500万円以下 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない（※） （※）住民票上の世帯に、あなたとの続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」に相当する人がいないこと</p>	300,000円																		
	障害者控除 ⑱	あなたが下記（扶養親族等に係る）障害者控除欄①②に該当する場合	下記（扶養親族等に係る）障害者控除欄①②と同じ																		
	勤労学生控除 ⑱	あなたが、学生・生徒で令和3年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	260,000円 ※学生証等の証明書の提示が必要です。（郵送で申告の場合はコピーを添付）																		
配偶者控除 ⑲	あなたの令和3年中の合計所得金額が1000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和3年中の合計所得金額が48万円以下の場合 （他の者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く） ①一般配偶者 下記以外の方 ②老人配偶者 昭和27年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上） 障害者に該当する場合は、下記（扶養親族等に係る）障害者控除欄を参照	8 ページ参照																			
配偶者特別控除 ⑲	あなたの令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和3年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合 （青色専従者、白色専従者を除く）	8 ページ参照																			
扶養控除 ⑳	あなたと生計を一にする親族のうち、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の方 （他の者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く） ①一般扶養親族 平成18年1月1日以前に生まれた方で下記に該当する方を除く ②特定扶養親族 平成11年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた方 ③老人扶養親族 昭和27年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上） ④同居老親等 上記③のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等と同居している方 障害者に該当する場合は、下記（扶養親族等に係る）障害者控除欄を参照	①330,000円 ②450,000円 ③380,000円 ④450,000円																			
16歳未満の扶養親族	あなたと生計を一にする親族のうち、平成18年1月2日以後に生まれた方で、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の場合 （他の者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く）	控除額なし ※市民税・県民税の非課税の判定等に必要です。 また、障害者である場合、障害者控除の対象になります。 下記（扶養親族等に係る）障害者控除欄を参照																			
（扶養親族等に係る）障害者控除 ㉑	あなたの同一生計配偶者・その他扶養親族が下記①～③の障害者に該当する場合 ①普通障害者 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など ②特別障害者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など ③同居特別障害者 上記②のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している	①260,000円 ②300,000円 ③530,000円 ※手帳の提示が必要です。（郵送で申告の場合はコピーを添付） 同一生計配偶者…生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く）で令和3年中の合計所得金額が48万円以下																			
基礎控除 ㉒	あなたの令和3年中の合計所得金額が2500万円以下の場合	8 ページ参照																			

・扶養親族の氏名・フリガナ・生年月日・個人番号（マイナンバー）等を必ず記入してください。  
・別居されている場合は、申告書裏面に別居の住所を記入してください。  
・国外に居住する扶養親族の申告をする場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示が必要です。

# 申告書の裏面について

## ◎営業等所得収支内訳書

科 目		決算額	
売上 原価	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①		令和3年中に収入の確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費なども含まれます。)
	期首たな卸高 ②		令和3年期首の商品たな卸高
	仕入金額(原価) ③		令和3年中に仕入れた商品原価
	期末たな卸高 ④		令和3年期末の商品たな卸高
	差引原価(②+③-④) ⑤		
	差引金額(①-⑤) ⑥		

## ◎不動産所得収支内訳書

科 目	金 額	
収 入 金 額	家賃収入	アパート、貸家、貸店舗等の収入
	地代収入	貸土地、月極駐車場等の収入
	権 利 金	不動産を貸与する場合に取得する権利金の収入
	礼 金	
	更 新 料	

## ●各必要経費

租 税 公 課	事業所税、自動車税、固定資産税(居住用は含みません)、組合費など(ただし、所得税、市県民税、国民健康保険料などは含みません。)	修 繕 費	事業用の建物、自動車、バイク、機械などの修理代
荷 運 賃	販売商品の荷造りのための材料費・人夫費、運賃	消 耗 品 費	包装材料、文房具、ガソリン代等の金額
水道光熱費	事業用として使用した水道料金、電気料金、ガス料金	減価償却費	店舗、自動車、機械、器具などの償却費
旅費交通費	販売などの事業用のための交通費、宿泊費など	福利厚生費	従業員の慰安などのための費用、事業主が負担する保険料・退職金共済制度に基づく掛け金など
通 信 費	事業用として使用した電話料金、電報料金、切手代、はがき代など	給料・賃金	従業員に対する給料、賞与、賃金、手当など
広告宣伝費	新聞・雑誌への広告料、広告マッチ、タオル、カレンダーなど	利子割引料	事業のための借入金の利子、受取手形の割引料
接待交際費	事業用として使用した接待費、交際費	地代・家賃	事業用の土地・建物を借用した地代・家賃(居住用は含みません。)
損害保険料	火災保険料、損害保険料(居住用は含みません。)	貸 倒 金	事業に関し生じた売掛金、貸付金などの貸倒れによる損失

## ◎雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額
個人年金	〇〇保険	240,600 円	150,200 円	90,400 円
広告収入	□□会社	80,500	10,500	70,000

## ◎寄附金に関する事項

あなたが令和3年中に、申告書の裏面記載のものに2千円を超える寄附をした場合、それぞれへの寄附金額を記載して、証明書等を添付してください。

9538	都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	10,000 円	9838	兵庫県 条例指定分	円
9638	兵庫県共同募金会・ 日本赤十字社兵庫県支部・ 都道府県、市区町村分 (特例控除対象外)	円	9738	姫路市 条例指定分	円

控除対象となる寄附金については、姫路市ホームページ (<https://www.city.himeji.lg.jp/>) から「寄附金税額控除」で検索のうえ、ご確認ください。

※**ワンストップ特例制度**を申請されている方は、申告書を提出すると無効になります。申告書を提出する際、改めて寄附金の証明書等を添えて申告してください。

## ◎事業専従者

事業専従者の条件は、あなたと生計を一にする配偶者、その他15歳以上の親族で、あなたの事業に令和3年中に従事していた者に限られます。事業所得金額から次の①・②のいずれか少ない方の金額を控除できます。

- ① 配偶者は86万円、その他の親族は一人につき50万円  
② (営業所得 + 農業所得 + 不動産所得 + 山林所得) ÷ (専従者の数 + 1)

事業専従者とした人を配偶者(特別)控除、扶養控除の対象とすることはできません。

**お知らせ** 平成26年1月から、個人で事業(農業)や不動産貸与等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要になりました。内容の詳細は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載されていますのでご覧ください。

## ◎総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額
総合 譲渡	短期	円	円	円	円	A 円
	長期					B 円
一時		4,500,000	1,200,000	3,300,000	500,000	C 2,800,000 円
D = (B + C) × 1/2 + A						D 1,400,000 円
Dは、表面2「所得金額」の⑩「総合譲渡・一時所得」に記入してください。					合計	

この所得金額(A～D)を申告書表面「1収入金額等」に総合短期譲渡所得A=コ、総合長期譲渡所得B=サ、一時所得C=シ、申告書表面「2所得金額」に総合譲渡・一時所得D=⑩を記入してください。

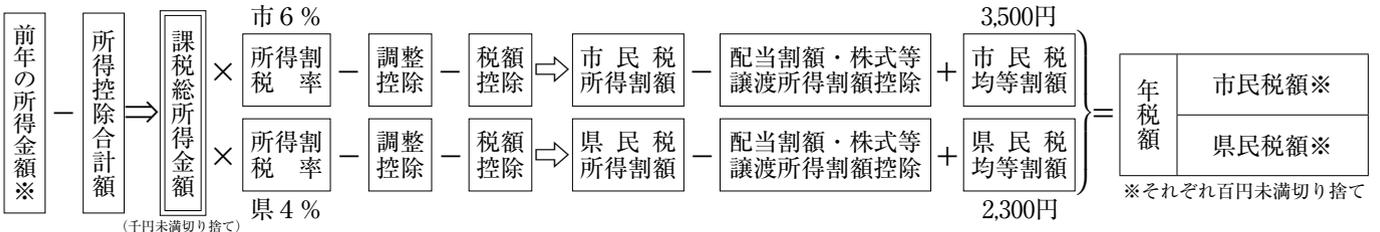
## ◎収入のなかった方の記入する欄 (該当番号を○で囲み必要事項を記入)

記載例

- 下記の者の扶養または援助を受けていた。  
氏名 姫路 一郎 続柄 父 住所 姫路市〇〇町×丁目△番地
- 遺族年金・障害年金・老齢福祉年金等を受給していた。
- 雇用保険を受給していた。
- 生活保護法による生活扶助を受けていた。
- 貯蓄により生活していた。
- その他(具体的に)

# 税額の計算方法・税率

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。



※所得金額調整控除適用後（該当される方）

## 《市民税・県民税の税率》

### (1)均等割

※平成26年度から「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、市民税・県民税にそれぞれ500円が上乘せられています。

市民税 3,500円 県民税 2,300円

県民税均等割額2,300円のうち、800円は緑の保全・再生に取り組むために使われる県民緑税です。

※「県民緑税」についての問い合わせ先

兵庫県税務課 ☎078-341-7711（兵庫県庁代表）

### (2)所得割

課税総所得金額×税率＝所得割額

市民税率 6% 県民税率 4%

## 《税額控除》

### ○配当所得（利益、配当等）に対する税額控除率

課税総所得金額	市民税	県民税
1,000万円以下	1.6%	1.2%
1,000万円を超える場合その超える部分	0.8%	0.6%

（配当所得金額×税額控除率＝配当控除額）

私募証券投資信託等の場合は率が異なります。

### ○住宅借入金等特別税額控除

#### (1)対象者

平成24年から令和3年までの間に入居された方のうち、所得税において住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受け、かつ、所得税から控除しきれない額がある方

#### (2)控除される金額

- ①平成26年3月までの間に入居された方  
控除額＝次の(ア)、(イ)のいずれか少ない金額（最高97,500円）  
ア)所得税から引ききれなかった住宅借入金等特別控除可能額  
イ)(所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額)×5%
- ②平成26年4月から令和3年12月までの間に入居された方  
控除額＝次の(ア)、(イ)のいずれか少ない金額（最高136,500円）  
ア)所得税から引ききれなかった住宅借入金等特別控除可能額  
イ)(所得税の課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額)×7%

但し、消費税の税率が5%であれば①が適用されます。

※年末調整や確定申告をされると、申告は不要です。

## ●非課税の範囲

令和4年1月1日現在に下記に該当する方は、市民税・県民税は非課税になります。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・障害者（ご本人）、未成年者（平成14年1月3日以後に生まれた方で婚姻歴のない方）、寡婦またはひとり親で、令和3年中の合計所得金額が135万円以下である方
- ・令和3年中の合計所得金額が次の金額以下である方
  - ①同一生計配偶者、扶養親族のある方  
35万円×（同一生計配偶者、扶養親族の合計人数+1）+31万円
  - ②同一生計配偶者、扶養親族のない方  
45万円

※なお、上記非課税基準は税制改正に伴い変更となる場合があります。

### ○寄附金税額控除

控除額＝下記①と②の合計額

- ①基本控除額 市民税分：(寄附金額－2千円)×税率(6%)  
県民税分：(寄附金額－2千円)×税率(4%)

#### ②特例控除額

(寄附金額－2千円)×90%－(寄附者の所得税の限界税率：0～45%)×1.021  
市民税分：上記金額の3/5 県民税分：上記金額の2/5

※①は総所得金額等の合計額の30%が上限

※②は特例控除の対象となる地方公共団体等へ寄附した場合のみで、市民税・県民税所得割額の20%が上限

※②の計算式には復興特別所得税の税率を含んでいます。

※②の計算式における所得税の限界税率を求める際に用いる課税総所得金額は、個人住民税の課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額のことで、それ以外の控除額の差額（生命保険料控除の差額など）は考慮されないため、所得税が課税される金額とは異なる場合があります。

### 《配当割額・株式等譲渡所得割額控除》

配当割額・株式等譲渡所得割額に対して、市民税は3/5を、県民税は2/5を乗じたものを、それぞれの所得割から控除します。

### 《調整控除》

平成19年度から、所得税から住民税への税源移譲が行われることに際し、所得税と住民税の人的控除の差に基づく税負担増を調整するため、住民税所得割額から一定の額を控除するものです。（合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。）

#### (1)合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）を控除

- ①人的控除額の差の合計額
- ②合計課税所得金額

#### (2)合計課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}の5%（市民税3%、県民税2%）を控除



※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

(注)「合計課税所得金額」とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は、含まれません。

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1000万円以下	
		控除額(円)	所得税との人的控除差	控除額(円)	所得税との人的控除差	控除額(円)	所得税との人的控除差
配偶者控除	48万円以下	330,000	50,000	220,000	40,000	110,000	20,000
	老人控除対象配偶者	380,000	100,000	260,000	60,000	130,000	30,000
配偶者特別控除	48万円超50万円以下	330,000	50,000	220,000	40,000	110,000	20,000
	50万円超55万円以下		30,000		20,000		10,000
	55万円超95万円以下		0		0		0
	95万円超100万円以下	330,000	0	220,000	0	110,000	0
	100万円超105万円以下	310,000	0	210,000	0	110,000	0
	105万円超110万円以下	260,000	0	180,000	0	90,000	0
	110万円超115万円以下	210,000	0	140,000	0	70,000	0
	115万円超120万円以下	160,000	0	110,000	0	60,000	0
	120万円超125万円以下	110,000	0	80,000	0	40,000	0
	125万円超130万円以下	60,000	0	40,000	0	20,000	0
	130万円超133万円以下	30,000	0	20,000	0	10,000	0
133万円超	0	0	0	0	0	0	

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、上記の控除の適用を受けることができません。

控除の種類		控除額(円)	所得税との人的控除差(円)
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	50,000
		2,400万円超2,450万円以下	
		2,450万円超2,500万円以下	
		2,500万円超	
扶養控除		年少扶養親族	0
		一般の扶養親族	330,000
		特定扶養親族	450,000
		老人扶養親族	380,000
		同居老親等扶養親族	450,000
障害者控除		普通障害者	260,000
		特別障害者	300,000
		同居特別障害者	530,000
寡婦・勤労学生控除		260,000	10,000
ひとり親控除		母	300,000
		父	300,000

※上記2表における「所得税との人的控除差」は、調整控除等の算定に用いるものであり、実際の所得税との差とは異なる場合があります。

(あて先) 姫路市長  
令和  
4年○月×日  
提出

住所	姫路市○○町×丁目△番地											日中の連絡先	079-2××-xxxx		
フリガナ	ヒメジ タロウ											届出者の氏名		本人の続柄	
氏名	姫路 太郎											世帯主の氏名	姫路 太郎	世帯主との続柄	本人
個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	整理番号		
生年月日	明・大・昭・平・令 25年 ○月 ×日生														

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	災害関連支出の金額
医療費控除	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を適用される場合は、「○」をご記入ください。		支払った金額
	300,000 円		補填される金額
	50,000 円		
社会保険料控除	国民健康保険料	国民年金保険料 (控除証明書を送付)	介護保険料
	200,000 円		
	後期高齢者医療保険料	源泉徴収票の社会保険料	その他 ( )
	70,000 円		
生命保険料控除	新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額
	8706	円	6506
	80,000 円		
	新個人年金の金額		旧個人年金の金額
8806	円	6606	
介護医療保険の金額			
8906	円		
地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計
	円		6806
本人控除	寡婦 死別・離婚・生死不明・未帰還 ひとり親 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	勤労学生 (学校名)	
	障害者 身体・知的・精神・他 ( ) 級	(年)	
(特別) 配偶者控除	配偶者の氏名	生年月日	障害者控除 状況
	カ ナ ヒメジ ハナコ	明・大・昭・平・令	身体・知的・精神・他 (同居) 級 別居
(16歳未満の扶養親族も含む)	氏名	生年月日	続柄
	カ ナ ヒメジ シロコ	明・大・昭・平・令	母 身体・知的・精神・他 3級 (同居) 級 別居
氏名	生年月日	続柄	障害者控除 状況
カ ナ	明・大・昭・平・令		身体・知的・精神・他 級 同居 別居
氏名	生年月日	続柄	障害者控除 状況
カ ナ	明・大・昭・平・令		身体・知的・精神・他 級 同居 別居
氏名	生年月日	続柄	障害者控除 状況
カ ナ	明・大・昭・平・令		身体・知的・精神・他 級 同居 別居
氏名	生年月日	続柄	障害者控除 状況
カ ナ	明・大・昭・平・令		身体・知的・精神・他 級 同居 別居

1 収入金額等	事業等	ア				円
	業	イ				
	不動産	ウ				
	利	子	エ			
	配	当	オ			
	給	与	カ			
	公的年金等	キ	3,000,000			
	雑業	ク				
	その他	ケ				
	総合譲渡	短期	コ			
長期	ク					
一時	シ					
2 所得金額	事業等	①				
	業	②				
	不動産	③				
	利	子	④			
	配	当	⑤			
	給	与	⑥			
	公的年金等	⑦	1,900,000			
	雑業	⑧				
	その他	⑨				
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩				
総合譲渡・一時所得(注)	⑪					
合計	⑫	1,900,000				
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	270,000			
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭				
	生命保険料控除	⑮	35,000			
	地震保険料控除	⑯				
	寡婦・ひとり親控除	⑰				
	勤労学生 障害者控除	⑱	260,000			
	配偶者(特別)控除	⑲	330,000			
	扶養控除	⑳	380,000			
	基礎控除	㉑	430,000			
	⑬から㉑までの計	㉒				
雑損控除	㉓					
医療費控除	㉔	155,000				
合計	㉕	1,860,000				

合計所得金額により、  
基礎控除額が異なります。  
8ページを参照してください。

(注) (長期譲渡所得+一時所得)×1/2+短期譲渡所得  
5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法 (65歳未満の方は給与所得以外)  
 給与から差引き (特別徴収)  自分で納付 (普通徴収)

記載例) 姫路太郎(昭和25年生まれ)  
所得の内容 公的年金収入 3,000,000円  
控除の内容 医療費控除 支払った額300,000円 補填される額50,000円  
社会保険料 国民健康保険料200,000円 源泉徴収票の社会保険料70,000円  
生命保険料 旧生命保険料80,000円  
扶養控除等 妻 姫路花子(昭和30年生まれ)  
母 姫路城子(昭和2年生まれ。身体障害者手帳3級。別居。)

この手引きは、一般的な内容の表示がしてあります。詳しくは市役所市民税課におたずねください。  
なお、税制改正により諸控除等が改正される場合があります。ご了承ください。



(あて先) 姫路市長  
令和

年 月 日  
提 出

住所		日中の連絡先	-	
フリガナ		届出者の氏名		本人との続柄
氏名		世帯主の氏名		世帯主との続柄
個人番号		整理番号		
生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日生

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	災害関連支出の金額
医療費控除	医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を適用される場合は、「○」をご記入ください。		支払った金額
社会保険料控除	国民健康保険料	国民年金保険料(控除証明書を添付)	介護保険料
	後期高齢者医療保険料	源泉徴収票の社会保険料	その他( )
	新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額
	新個人年金の金額		旧個人年金の金額
生命保険料控除	8706	6506	円
	8806	6606	円
	8906		円
地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
本人控除	寡婦 死別・離婚・生死不明・未帰還 ひとり親 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 勤労学生 (学校名)	障害者 身体・知的・精神・他( ) 級	( ) 年
(特別)配偶者控除	氏名	生年月日	障害者控除 状況 <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)
	氏名	明・大・昭・平・令	同居 別居 級
(16歳未満の扶養親族も含む)	氏名	生年月日	続柄 障害者控除 状況 同居 別居
	氏名	生年月日	続柄 障害者控除 状況 同居 別居
	氏名	生年月日	続柄 障害者控除 状況 同居 別居
	氏名	生年月日	続柄 障害者控除 状況 同居 別居
	氏名	生年月日	続柄 障害者控除 状況 同居 別居
	氏名	生年月日	続柄 障害者控除 状況 同居 別居

このページは申告書の控としてご利用ください。

1 収入金額等	事業等	ア				円
	業	イ				
	不動産	ウ				
	利子	エ				
	配当	オ				
	給与	カ				
	公的年金等	キ				
	雑業務	ク				
	その他	ケ				
	総合譲渡	コ				
2 所得金額	事業等	①				
	業	②				
	不動産	③				
	利子	④				
	配当	⑤				
	給与	⑥				
	公的年金等	⑦				
	雑業務	⑧				
	その他	⑨				
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩				
総合譲渡・一時所得(注)	⑪					
合計	⑫					
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬				
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭				
	生命保険料控除	⑮				
	地震保険料控除	⑯				
	寡婦・ひとり親控除	⑰				
	勤労学生 障害者控除	⑱				
	配偶者(特別)控除	⑲				
	扶養控除	⑳				
	基礎控除	㉑				
	⑬から㉑までの計	㉒				
雑損控除	㉓					
医療費控除	㉔					
合計	㉕					

(注) (長期譲渡所得+一時所得)×1/2+短期譲渡所得  
5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法(65歳未満の方は給与所得以外)  
 給与から差引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

控配	扶養人数	扶養障害	本人障害	ひとり親	勤労学生
控配	老人 一般 年少	特 普	本人障害	寡婦 母 父	勤労学生
1 2 6 3 4 7	同 計	同 計	普 特		
配偶者特別控除		専従者 配 他	所得金額調整控除	未成年	
		1	1		
外貨建投資(うち配当所得内訳)		控除区分	無 1/2 1/4	内配当所得金額	
8486					

本人確認	受付	点検	入力	申告不要
------	----	----	----	------

令和4年度市民税・県民税 税額の計算表(参考)

(記載例の場合)

(あなたの場合)

所得金額の合計		申告書の⑫ ※1		①	1,900,000	①		
所得から差し引かれる金額の合計		申告書の⑮		②	1,860,000	②		
課税される総所得金額		① - ②		③	40,000	③	1,000円未満切り捨て ,000	
総所得金額に対する所得割の税額	市	③ × 0.06		④	2,400	④		
	県	③ × 0.04		⑤	1,600	⑤		
人的控除の差	配偶者控除		8ページ参照		⑦	50,000	⑦	
	配偶者特別控除				⑧		⑧	
	一般扶養親族		人 × 5万円		⑨		⑨	
	特定扶養親族		人 × 18万円		⑩		⑩	
	別居の老人扶養		人 × 10万円		⑪	100,000	⑪	
	同居老親等		人 × 13万円		⑫		⑫	
	普通障害		人 × 1万円		⑬	10,000	⑬	
	特別障害		人 × 10万円		⑭		⑭	
	同居の特別障害		人 × 22万円		⑮		⑮	
	寡婦		1万円		⑯		⑯	
	ひとり親	母	5万円		⑰		⑰	
		父	1万円		⑱		⑱	
	勤労学生		1万円		⑲		⑲	
	基礎控除		5万円		⑳	50,000	㉑	
人的控除の差の合計額		⑦～㉑の合計		㉒	210,000	㉒		
◎ ≤ 200万円の方		㉒ × 0.05		㉓	10,500	㉓		
		③ × 0.05		㉔	2,000	㉔		
		㉓と㉔の少ない方		㉕	2,000	㉕		
◎ > 200万円の方		③ - 200万円		㉖		㉖		
		㉒ - ㉖		㉗		㉗		
		× 0.05 (2,500円未満の時は2,500円)		㉘		㉘		
調整控除額 (合計所得金額が2,500万円超の場合は㉙㉚ともに0円)	市	㉕または㉖ × 0.6		㉙	1,200	㉙		
	県	㉕または㉖ × 0.4		㉚	800	㉚		
税額控除額	市	P7の税額控除を参照		㉛		㉛		
	県	P7の税額控除を参照		㉜		㉜		
配当割譲渡割額控除前の所得割額	市	④ - ㉙ - ㉛		㉝	1,200	㉝	赤字のときは0	
	県	⑤ - ㉚ - ㉜		㉞	800	㉞	赤字のときは0	
配当割譲渡割額控除額	市	申告書裏面8 × 3/5 (1円未満の端数切り捨て)		㉟		㉟		
	県	申告書裏面8 × 2/5 (1円未満の端数切り捨て)		㊱		㊱		
所得割額	市	㉝ - ㉟ ※2		㊲	1,200	㊲	100円未満の端数切り捨て 00	
	県	㉞ - ㊱ ※2		㊳	800	㊳	100円未満の端数切り捨て 00	
均等割額	市	一律 3,500円		㊴	3,500	㊴	3,500	
	県	一律 2,300円		㊵	2,300	㊵	2,300	
市民税		㊲ + ㊴		㊶	4,700	㊶	00	
県民税		㊳ + ㊵		㊷	3,100	㊷	00	
年税額		㊶ + ㊷		㊸	7,800	㊸	00	

⑨ 省略した税額控除、端数処理などの関係で計算された税額に差異が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

※1 所得金額調整控除に該当される方は、所得金額調整控除適用後の所得金額の合計額。

※2 マイナスの場合は端数処理をしません。㉙がマイナスの場合、未納があれば未納額に充当し、未納がなければ還付されます。